

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

上越市長 中 川 幹 太

1 都市計画の種類

- (1) 上越都市計画用途地域
- (2) 上越都市計画地区計画（石沢・寺町地区）
- (3) 上越都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 上越都市計画用途地域
第一種住居地域を無指定にする土地の区域：上越市大和三丁目及び大字石沢の各一部
- (2) 上越都市計画地区計画（石沢・寺町地区）
地区計画の区域から除外する土地の区域：上越市大字石沢の一部
- (3) 上越都市計画下水道

名称：上越市公共下水道（上越処理区）

ア 汚水

（ア）廃止する土地の区域：上越市大和三丁目、大字石沢、頸城区市村新田
及び上三分一の一部または全部

（イ）追加する土地の区域：なし

イ 雨水

（ア）廃止する土地の区域：上越市大和三丁目及び大字石沢の各一部

（イ）追加する土地の区域：なし

名称：上越市公共下水道（大潟処理区）

ア 汚水

（ア）廃止する土地の区域：上越市大潟区雁子浜、九戸浜、潟町、土底浜及び
犀潟の各一部

（イ）追加する土地の区域：なし

イ 雨水

変更なし

3 縦覧場所

- (1) 上越都市計画用途地域及び地区計画
上越市役所 都市整備部 都市整備課（市役所木田第一庁舎 3 階）
- (2) 上越都市計画下水道

上越市役所 都市整備部 下水道建設課（市役所木田第三庁舎）

※令和 7 年 4 月 1 日以降は、上越市ガス水道局下水道課（ガス水道局本局 3 階）